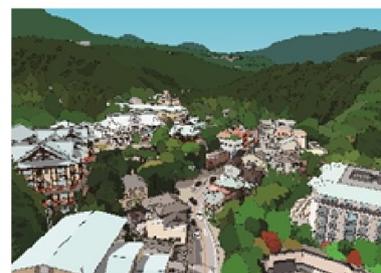


箱根町第6次総合計画

基本構想・後期基本計画

(概要版)



令和4年3月



箱根町

ごあいさつ

本町では、箱根町自治基本条例に基づき、町政運営の基本的な指針として、平成29年に箱根町第6次総合計画（以下「総合計画」）を策定し、目指すべき将来像「やすらぎとおもてなしのあふれる町一箱根」の具現化へ向けて各種施策を継続的に推進しております。このたび、総合計画前期基本計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、引き続く令和4年度から8年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定しました。



現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、日本だけでなく、世界的に生活様式が一変し、価値観の転換など激しい変化が生じています。このような大きな変化がある中、国際社会共通の目標であるSDGsなどに見られるように、自治体の枠を超え、地球規模の対応が必要なことが顕在化し、市町村においてもこれを踏まえた温暖化対策、脱炭素社会に向けた取組などが求められています。

こうした状況や策定時に実施した町民アンケート結果、町民ワークショップや各種団体ヒアリング等での町民の皆さまのご意見等を踏まえ、これまでの施策の評価と検証を行い、後期基本計画の策定に臨みました。

こうした状況や策定時に実施した町民アンケート結果、町民ワークショップや各種団体ヒアリング等での町民の皆さまのご意見等を踏まえ、これまでの施策の評価と検証を行い、後期基本計画の策定に臨みました。

後期基本計画では、前期基本計画を踏まえつつ、めまぐるしく変化する社会経済情勢や時代の流れに的確かつ柔軟に対応するため、新たな課題として「町民の暮らし第一のまちづくり」、「持続可能なまちづくり」、「ブランド力アップ」、「新型コロナウイルス対策」の4点を加え、これらの課題解決に向けて、各種施策に積極的に取り組んでまいります。また、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略における取組みは、人口減少による地域経済縮小のリスクを回避して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すものであり、第2期箱根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を後期基本計画と一体的に策定することで、より効率的かつ効果的な推進を図ります。

箱根が長らく繁栄してきたのは、郷土を愛し、守り、活かしてきた多くの先人の努力と工夫が続けられてきた賜物であり、これこそが箱根ブランドです。今を生きる私たちは、この箱根というブランドを将来にわたって守り、磨き、引き継ぐことで、持続可能な観光地にしていかなければなりません。町民をはじめ、関連団体・機関等との連携を密にした協働・共生によるまちづくりによって、オンリーワンの観光地へと進化していくことを目指してまいります。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆さまをはじめ、熱心かつ慎重なご審議を賜りました町総合計画審議会及び町まち・ひと・しごと創生有識者会議の皆さま並びに関係機関の方々に心からお礼申し上げます。今後はこの後期基本計画が円滑に、また着実に推進できますよう、一層のご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

箱根町長

勝俣浩行

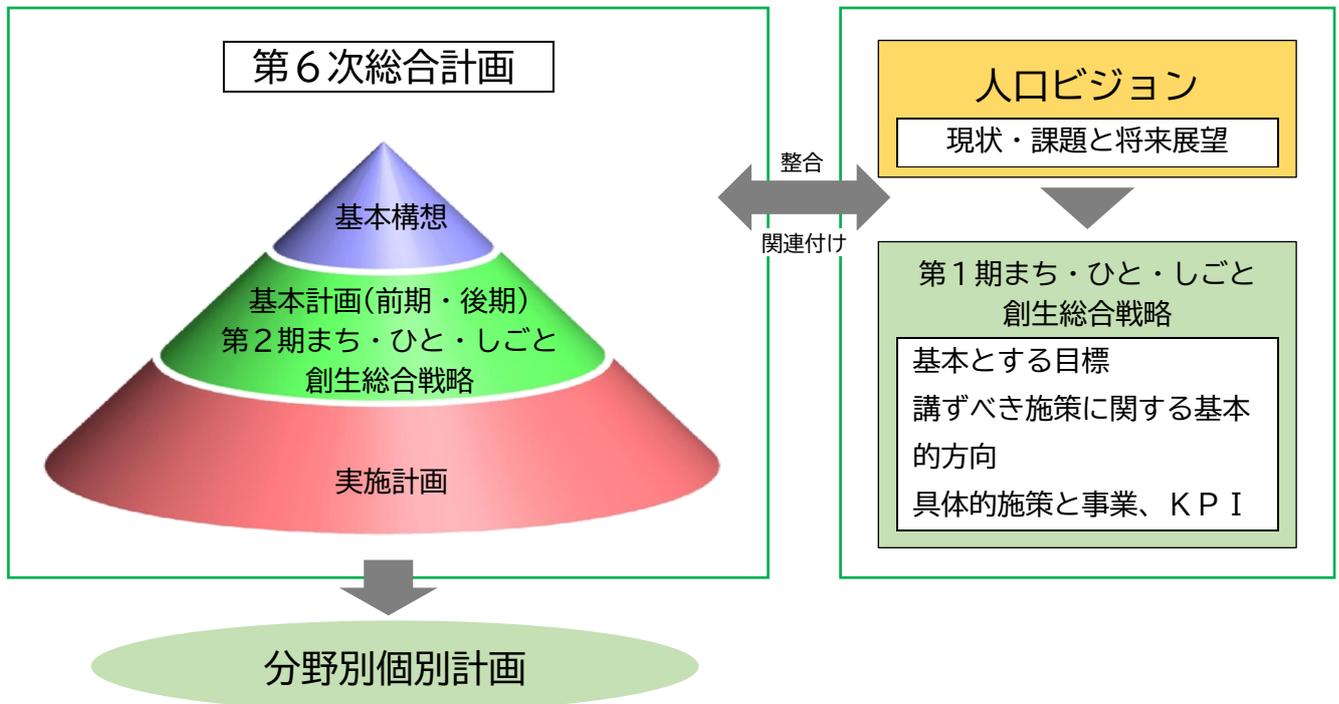
1. 基本構想

第6次総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画とします。基本構想は、将来像をはじめ箱根町が進むべき方向性を明らかにしたまちづくりの全分野の目標と施策の指針となるもので、計画期間は10年間（平成29年度～令和8年度）です。

基本計画は、基本構想を実現するため、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の体系や方針などを示すもので、時代の変化が速い中で、中間年で施策の見直しなどの的確な対応を図れるよう、前期5年間（平成29年度～令和3年度）、後期5年間（令和4年度～8年度）をそれぞれ計画期間とします。前期基本計画の計画期間が終了するにあたり、社会情勢や経済状況の変化、前期基本計画の検証等を踏まえ、後期基本計画を策定するものです。

*第6次総合計画と総合戦略、分野別個別計画の関係

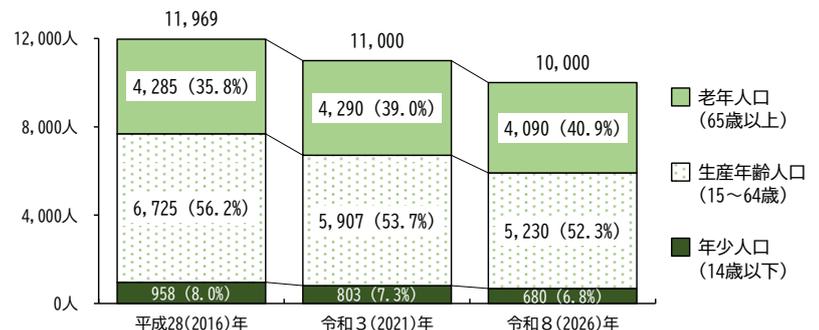
第6次総合計画では、総合戦略の内容を一体的に盛り込み、同時に推進することで施策の相乗効果を高め、より効果的・効率的な行政運営につながるよう努めていきます。



*人口推計

平成23（2011）年と平成28（2016）年の直近5年間の住民基本台帳人口による将来人口の推計（町の独自推計）では、総人口は、平成28（2016）年に11,969人であったものが、令和3（2021）年では11,000人に、令和8（2026）年では10,000人まで減少していくと想定されています。

人口ビジョンで設定した将来人口（自然動態と社会動態を改善させることにより、令和42（2060）年の人口は、約7,200人程度を確保していく。）に向けて人口減少抑制対策を進めていくこととしています。



推計人口グラフ（出所） 平成28（2016）年は住民基本台帳人口

*土地利用の基本方針（地図付き）

人と自然の調和

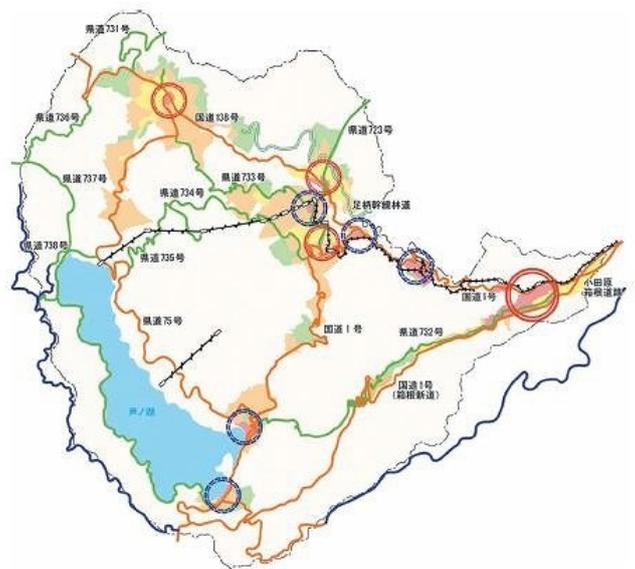
町内のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園区域であることを踏まえ、自然と調和した土地利用の推進など、快適で豊かな町民生活と活力あふれる社会経済活動が安全に行われるよう、適正な土地利用を図ります。

生活と観光の調和

国際観光地である箱根として、風致景観の維持保全を図るとともに、都市的土地利用については、定住化を促進するために住宅環境の整備や商業系の土地利用を行うなど地域の特性に応じた土地利用について考慮し、町民と協働しながら計画的な土地利用を図ります。

伝統と未来の調和

日本屈指の観光地であり、1200年もの歴史を持つ温泉郷、「伝統」を感じることができるまちなみが本町の魅力でもあることから、将来にわたっても観光地としての魅力を維持向上させるため、自然や歴史資源と調和した景観の保全を図ります。



2. 町の将来像

やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根

やすらぎ

「やすらぎ」とは、箱根の誇る美しい自然環境の保全を図っていき、住む人、訪れる人すべてが癒しを感じられる町を目指していくとともに、火山対策をはじめ防災対策の強化を図って、安全・安心が確保される町を目指すことを意味します。

おもてなし

「おもてなし」とは、町民同士が相手を思いやる気持ちを持って日々ふれあうことのできる町を目指すことで、地域コミュニティの維持向上につなげるとともに、国内外から訪れるすべての人々に対してもおもてなしの心が伝わる町になることを意味します。

*町の課題

将来像の達成に向けた主たる課題

- ・人口減少高齢化の本格化
- ・災害への備え
- ・医療体制の整備
- ・子育て環境の充実



後期基本計画で考慮すべき新たな課題

- ・町民の暮らし第一のまちづくり
- ・持続可能なまちづくり
- ・ブランドカアップ
- ・新型コロナウイルス対策

3. 基本目標

基本目標1 皆が支えあう、誰もが元氣なまちづくり

保健・医療・福祉
分野

町民が年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉や医療のサービス提供とともに地域住民による支えあいの活動を支援することを目指します。

基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

教育・文化
分野

箱根に愛着を持ち、未来を拓く人材を育てるとともに、学んだことを地域で活かし、自己の能力を最大限発揮することができる社会づくり、人権を尊重し、交流によってお互いに高めあう社会づくりを進めます。

基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

生活環境
分野

箱根に住みたいと思える環境づくりのために、通行しやすい道路の整備、住宅環境の整備、美しいまちの維持、環境衛生の推進、地域交通の利便性の確保を図ります。

基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

自然環境・安全
分野

町の特徴である自然環境を大切にし、環境負荷の少ない循環型社会の形成、事故や災害に迅速に対応できる安全なまちづくりを進めます。

基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり

観光
分野

多くの人々に安らぎとのおいをもたらし、伝統文化や歴史が感じられ、世界から目標とされる国際観光地づくりを進め、観光産業の発展につなげます。

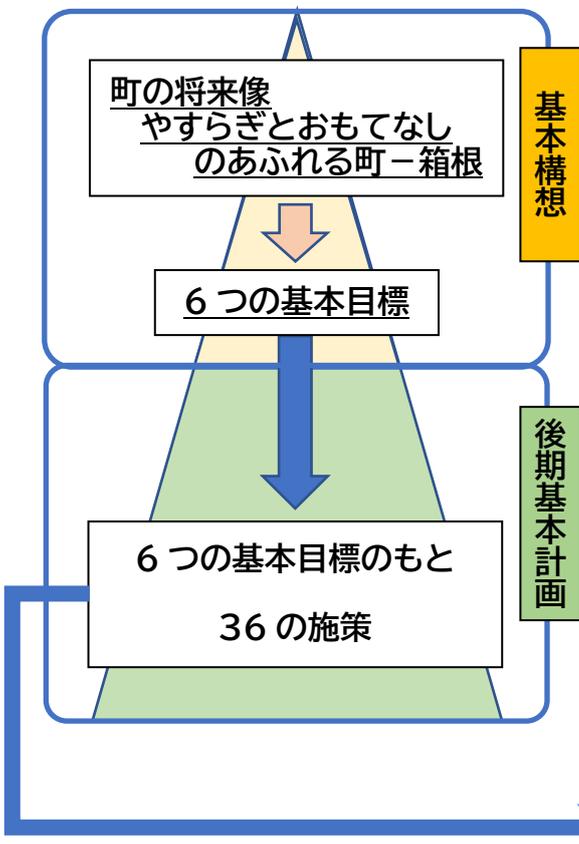
基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化

行財政・協働
分野

限られた行政資源を効率的・効果的かつ計画的に配分しながら、健全な行財政運営を行っていくとともに、協働のまちづくりをさらに進めます。

基本構想・後期基本計画・重点施策

4. 重点施策



重点施策分野1:防災力の強化

本町は火山の恵みを大いに享受して成り立っている町です。しかし、噴火災害と背中合わせであり、町民の生活環境や滞留する観光客の安全とやすらぎを確保することは本町の根幹に関わることです。

また、地震や風水害等の災害対策も含めて安全の確保は重要な施策です。

重点施策分野2:若者定住の促進

人口減少高齢化が進む本町にとって、若者及びその世帯の定住を促進することは、急速な少子高齢化と人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくうえで大切な要件となります。

重点施策分野3:健康生活の推進

「食」、「運動」、「社会参加」を柱とした「未病を改善する」取組みを進め、幅広い世代に向けて、関係機関が連携し効果的な健康づくりを推進していく必要があります。

また、人口減少高齢化により、コミュニティ機能の希薄化が心配されていますが、地域においていきいきと暮らしていくことはその機能の維持・向上にもつながります。地域の課題を解決するうえではコミュニティの役割はますます重要となることから、その支援もしていく必要があります。

重点施策分野4:ブランド力の強化

まちのブランド力を高め、観光産業の成熟化や魅力アップ、おもてなしの向上などにつなげて、観光客の増加を図るとともに、箱根町への移住を希望する人を増やし、その希望に応えていくことが大切です。

重点施策分野5:持続可能なまちづくり(新規)

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、住民の生命を守るとともに、観光客でにぎわう観光地箱根を取り戻し、産業の活性化を図ることが必要です。また、国・県・関係機関などと連携し、環境・社会・経済に好循環をもたらすSDGsの考え方のもと、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

町を挙げて組織横断的に取組む

5. 基本計画

基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

施策 1 健康づくりの推進

- ◇町民一人ひとりの健康づくりを支援するため、健康診査の受診勧奨及び周知徹底を図り、特定保健指導についても積極的な支援を図っていきます。また、人間ドックの補助金制度についても実施できるよう努めます。
- ◇町内における一次医療機関の充実とかかりつけ医の推進を図るとともに、救急医療や災害時医療体制の整備・充実を推進します。

施策 2 子育て支援の充実

- ◇「箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的に各種施策を推進し、子育て支援制度の周知と利用促進を図ります。
- ◇子育ての課題に応じた施策に総合的に取り組むことで、子どもの最善の利益の確保や少子化対策を推進していきます。

施策 3 地域福祉の充実

- ◇町民自らが福祉に取り組む地域福祉のまちづくりを目指し、地域による見守り体制の構築に努めます。
- ◇複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、重層的支援を行えるよう努めます。
- ◇住み慣れた地域で安全・安心な生活が持続できるよう、ともに生きる地域福祉体制の構築を図り、共生社会を目指します。

施策 4 高齢者福祉の充実

- ◇高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、自立生活の支援の目的のもとで、いつまでも暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化を目指します。
- ◇老人クラブでの活動、外出支援策、介護予防体操などを通じて、高齢者の社会参加などの取組みを促進します。
- ◇令和3(2021)年3月に更新した「第8期箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉の連携を図りながら、健康づくりや介護サービスの円滑な実施に努めます。
- ◇継続的に長寿健康診査を受診してもらえるよう効果的な受診勧奨の実施に努めます。

施策 5 障がい者福祉の充実

- ◇障がいのある方もない方も住み慣れた地域でその人らしく自立し、安心して暮らしていける社会参加できるまちを目指します。
- ◇障がいのある方の地域生活への支援、社会参加の促進、人にやさしいまちづくりの推進を図り、ライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援の充実を図ります。

施策 6 社会保障の充実

- ◇適正な保険料の決定と収納率の向上、保険給付の適正化に努め、国民健康保険・介護財政の安定化を図ります。
- ◇一層の高齢社会に備えるため、安定した基盤の構築を進めます。

施策 7 ワーク・ライフ・バランスの実現

- ◇ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女ともに家庭や地域活動に参画し、生きがいをもって生活していくために、長時間労働の是正や多様な働き方のできる就業環境づくりを推進していきます。



目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

施策 8 学校教育の充実

- ◇先人から文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根を愛し、貢献できる人を育む「箱根教育」をさらに深化・推進し、各園・学校が共通して「箱根教育」に取り組むとともに、各園・学校の特色を活かした教育にも取り組み、「園・小・中一貫教育(分離型)」を推進します。

施策 9 生涯学習の推進

- ◇箱根教育の合言葉である「箱根を愛し、かしこく、やさしく、たくましく」を具現化するため、生涯学習の目標を「箱根を知り、箱根を語る人づくり、輪づくり」とし、生涯学習の推進を図ります。

施策 10 文化・芸術活動の推進

- ◇地域に根ざした文化・芸術活動を育成・支援します。
- ◇優れた芸術作品に触れることで、文化・芸術活動に関心を高められるような機会の提供に努めます。
- ◇文化・芸術活動を通じて多世代交流ができる機会の創設などを研究します。

施策 11 家庭教育の充実

- ◇子どもの成長期に大きな影響を及ぼす「家庭教育」について、新しい生活様式に即し啓発の実施や研修機会を提供します。
- ◇新しい生活様式に即した関係団体等との連携、親子でのふれあいの機会の提供など、家庭教育の充実を図ります。

施策 12 青少年の健全育成

- ◇町の未来を拓く人材である青少年の健全な育成に取り組むとともに、全町的な環境づくりを推進します。
- ◇地域を担う人材の育成を図るため、全町的な多世代交流の機会提供に努めます。

施策 13 文化財の保護と活用

- ◇箱根の歴史・文化遺産や貴重な天然記念物を未来に伝えていくため、現況を的確に把握し、適切な保護対策を実施してその継承を図ります。特に箱根旧街道や箱根関所については、計画的に維持管理や整備、改修等を実施します。
- ◇町内の文化遺産や自然遺産についての理解を深め、文化財保護意識の醸成を図るため、インターネットや郷土資料館・箱根関所資料館の展示、印刷物等を活用した情報発信や、探訪会や体験学習などの文化財を活用したイベントの開催を積極的に進めるとともに、文化財ボランティアの育成を図ります。
- ◇箱根の歴史や文化を学ぶことができる学習施設の機能充実などの環境整備を図ります。

施策 14 スポーツ活動の推進

- ◇町民がスポーツやレクリエーション活動に親しみ、生涯を通じて心身ともに健康に暮らすことができるようにします。
- ◇スポーツイベントを通じ、全町的な多世代交流の促進に努めます。

施策 15 男女共同参画・人権尊重の推進

- ◇「はこね男女共同参画推進プラン(第2次)」に基づく総合的な施策の推進と町民一人ひとりが男女共同参画に関する正しい知識を深め、男女がともに自分らしい選択ができるような意識や環境づくりを進めます。
- ◇審議会等における女性の割合増加に取り組みます。
- ◇いかなる暴力も重大な人権侵害であることを発信するなど人権尊重の意識づくりに取り組みます。

施策 16 多文化交流の実現

- ◇多様な文化に触れることのできる機会を提供します。
- ◇地域に住む人々の心に残る価値を創造し、皆がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。
- ◇姉妹都市・友好都市等との交流を積極的に実施し、異文化体験をとおして双方の友好関係の向上を目指します。



基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

施策 17 道路・交通網の充実

- ◇国道・県道の整備促進に向け、引き続き関係機関との調整及び要望を継続し、神奈川県と協力しながら事業の円滑な進捗を目指します。
- ◇将来の交通需要を踏まえた道路計画を検討し、道路、橋りょう及び駐車場の長寿命化を見据えた維持・管理を行うとともに、安全・快適な道路空間の形成に取り組めます。

施策 18 住環境の整備

- ◇空き家等の情報を的確に収集し、所有者に対して空き家バンクへの登録を促し、利活用の促進を図ります。
- ◇住環境の整備をすすめ、人口減少の抑制に向けて移住・定住を促進します。
- ◇地籍調査事業を継続的に進めます。

施策 19 生活環境の整備

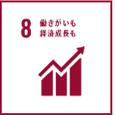
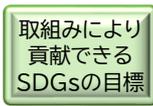
- ◇美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みを引き続き進めます。
- ◇動物の保護管理の徹底、有害野生鳥獣対策を引き続き進めます。

施策 20 上下水道の整備

- ◇上水道については、恒常的な安定供給と事業の健全化を目指し、箱根町水道ビジョンや箱根町水道アセットマネジメント計画によって検証した内容を踏まえて、施設・設備の維持更新を計画的に進めます。
- ◇下水道については、事業の推進を継続していくとともに、安定経営のため施設の適正な維持管理を行いながら、箱根町下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新を進めます。

施策 21 地域交通の利便性の確保

◇公共交通機関の利便性と駅など主な交通拠点の機能の充実を図り、町民の生活と観光客の移動手段の確保に努めます。



基本目標 4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

施策 22 循環型社会の形成

◇廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用を推進するため、4R(発生回避・発生抑制・再使用・再生利用)を進めます。
◇箱根町環境基本計画に基づき脱炭素社会の形成を進めるとともに、ごみ処理施設・し尿処理施設の効率的活用を図ります。

施策 23 自然環境の保全

◇箱根トラスト制度・県交付金などの活用により森林整備を含め自然環境の保全に努めます。
◇箱根トラスト制度の周知を図るとともに、町民への環境保全の意識啓発を進めます。
◇「箱根町地下水保全計画(第2期)」に基づき、温泉を含めた地下水保全対策を進めます。

施策 24 景観の保全・形成

◇町民、事業者、観光客及び町が各々の役割に応じて協働し、良好な景観を守り育みながら、積極的に景観まちづくりを進めていきます。
◇景観形成の目的の具現化へ向け、箱根町景観計画の各施策の推進効果を検証しその効果と実現性を考慮した質の高い独自施策を、国・神奈川県、他の自治体と協働・連携しながら展開します。

施策 25 防災対策の推進

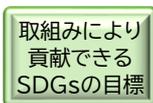
◇地震、風水害、火山災害、雪害などに対し行政主体の防災・減災対策を推進していくとともに、SNS、アプリ等の時代に即した情報発信の多様化や自主防災活動の促進、防災意識の啓発、民間施設との連携等を通じて自助・共助による防災活動を推進し、安全・安心なまちづくりを目指します。
◇地震による建築物の倒壊等から町民等の生命、生活の安全安心を守るほか、災害時に通行可能な空間を確保するため、建築物の耐震化の促進に努めます。

施策 26 消防・救急対策の充実

◇消防施設や装備、資機材等の充実に努めるとともに、消防職員一人ひとりの育成及び資質の向上を図ります。
◇町民に対する防火意識の高揚や応急手当の普及啓発を引き続き推進します。
◇消防団員の確保を促進するとともに処遇改善に努め、消防団組織の充実強化を図ります。

施策 27 交通安全・防犯の充実

◇警察を中心とした関係団体と連携を図り、交通安全への意識の高揚や適切な施設の整備、点検に努めます。
◇警察や防犯関係団体等と協力し、犯罪のない地域づくりに努めます。
◇消費者への相談体制を充実するとともに、情報提供等により消費者の意識啓発に努めます。



基本目標 5 癒しと文化を提供する観光産業づくり

施策 28 観光資源の開発と活用

◇周辺の自然と調和しつつ、地域の歴史や文化を活用し、保養・休養の場としてより魅力のある観光地を目指します。
◇温泉事業における恒常的な安定給湯を図るため老朽化した施設の更新と町営温泉供給区域について新規加入者を獲得するためのPR活動を行っていきます。
◇災害等の際、観光地箱根の生命線、大切な資源である温泉が、官民の連携により安定的に供給できるよう、取組みます。

施策 29 観光拠点整備と魅力向上

◇観光拠点の整備を引き続き図り、魅力や利便性の向上に努めます。

施策 30 多様な観光資源を活用した誘客と受入体制の充実

- ◇魅力ある地域資源を活かすとともに、衛生面や感染症対策の充実など国際観光地「箱根」のさらなる振興を図っていきます。
- ◇箱根町観光協会や箱根コンベンションビューロー、民間事業者等と連携しながら、引き続き事業を推進します。
- ◇誰もが気軽に観光に訪れることができるようなサービス提供ができる人材育成を図るため、観光従事者等に様々な情報を提供するとともに町観光協会公認ガイドの育成など、観光教育の実施に努めます。

施策 31 箱根ジオパークの推進

- ◇ジオパークとして何を目標として活動していくかの検討を行い、箱根ジオパークのビジョンを策定し、関係者間で共有します。そのうえで、ビジョン実現のための具体的な取組みを行動計画に定めることにより、ジオパーク活動のさらなる充実を図ります。

施策 32 伝統産業や観光行事の振興

- ◇伝統文化・産業を伝承している団体等に引き続き事業や活動に対する支援を行うとともに知名度向上のためのPRを行い、伝統文化等の保存・ブランド力の向上・伝承を強く推進していきます。



基本目標 6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化

施策 33 協働のまちづくりの推進

- ◇情報公開制度をもとに、引き続き積極的に情報の共有化を図ります。
- ◇計画の段階から町民の意見を取り入れ、町民と行政が官民連携し協働のまちづくりの推進に努めます。
- ◇町と町民のパイプ役となる町自治会連絡協議会の活動の充実を図ります。
- ◇自治会や各種団体の自主的な地域活動を支援し、地域コミュニティの育成に努めます。
- ◇地域の資源や特性を活かしながら、官民連携によるまちづくりを推進します。
- ◇第2次箱根町HOT21観光プラン実施計画に掲げている各種計画を着実に推進するため、箱根DMOとさらなる連携を図ります。

施策 34 計画的な行財政運営

- ◇将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、財政調整基金及び歳入の確保を行いながら、自然災害等にも迅速に対応できる、健全な財政運営を目指します。
- ◇将来世代に負担を先送りせず、地方債の発行と償還のバランス保持などにより、過大な負担を残さないよう持続可能な財政構造への転換を図ります。

施策 35 SDGsの推進（新規）

- ◇町民への周知を実施していきます。
- ◇SDGsの推進に向けて地域が直面する課題の洗い出しや課題解決に向け取組みます。
- ◇箱根町SDGs推進計画(仮称)を策定して国内外へアピールし、多様なステークホルダーとの連携のもと、一層の観光客誘致につなげます。

施策 36 コロナ対策の推進（新規）

- ◇状況に応じた経済対策を実施し、持続可能な地域経済を目指します。
- ◇国・県・関係団体が示す感染症対策について引き続き町民、事業者、観光客に啓発していきます。
- ◇ワクチン接種については、引き続き接種対象となる町民が接種できるよう体制確保を図ります。
- ◇各種イベント、教室、会議、打ち合わせ等の開催方法や施設の運営方法を検討し、ウィズコロナ時代においても執行できる事業のあり方を検討します。
- ◇感染防止衣、感染防止用資器材及び消毒用資器材の整備と救急隊員等への二次感染防止に継続的に取組みます。
- ◇消防職団員が安全・安心に業務を遂行できるよう消防施設の感染防止対策に向けた環境整備に取組みます。
- ◇避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難者のソーシャルディスタンスの確保や健康管理を推進します。



6. 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略における取組みは、第6次総合計画に包含されるものであり、総合戦略の目的である人口減少による地域経済縮小のリスクを回避して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すため、両計画を一体的に策定することにしました。

戦略目標1：箱根町への新しいひとの流れをつくる

- 魅力ある地域資源を活かし、国際観光地「箱根」のさらなる振興を図ります。
- 自然、温泉といった町の魅力を効果的に発信し、交流人口、関係人口の創出を図ります。
- 若い世代への移住定住支援を総合的にを行います。



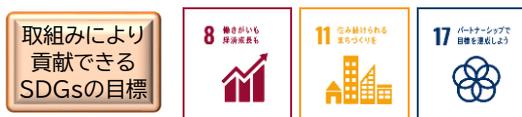
戦略目標2：結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う

- 結婚から育児までの切れ目のない支援や女性の活躍支援を行い、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるよう環境を整えます。
- 人を育て、箱根の特色を活かした教育の充実を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスを促進し、働きながら安心して子育てができる環境づくりを進めます。



戦略目標3：活力と魅力あふれるまちづくりを進める

- 空き家の利活用により地域の活性化を進めるなど空き家対策に取り組めます。
- 地域の特色を活かした協働のまちづくりを進めます。
- 計画的な点検、予防的な修繕などによる老朽化対策など、公共インフラを永く、有効的に活用する取組みを進めます。



戦略目標4：町内で安心して働けるようにする

- 基幹産業である観光業の振興と、付帯するサービス業・小売業等を中心とした雇用を創出します。
- 箱根寄木細工などの伝統工芸の担い手の育成を図り、地場産業の振興を図ります。
- 起業支援に取組むほか、若者がやりがいを感じる新たな産業を創出します。



7. 計画の推進体制、進行管理、評価の方法

本基本計画に係る事務・事業を適切かつ効果的に執行するとともに、その進行管理と評価を行うための仕組みを次のとおりとします。

●庁議

年度当初、事務・事業の効率的執行と庁内の横断的な情報共有を図るため部課長会議等を活用します。

●町長と各部・課等との事務事業打合せ

町長と各部・課において必要に応じて事務・事業の打合せを行い、基本目標・施策の進むべき方向性や問題点を改めて確認するとともに、課題・問題点に係る対応策等を調整・協議し、適切な事務・事業の執行を図ります。

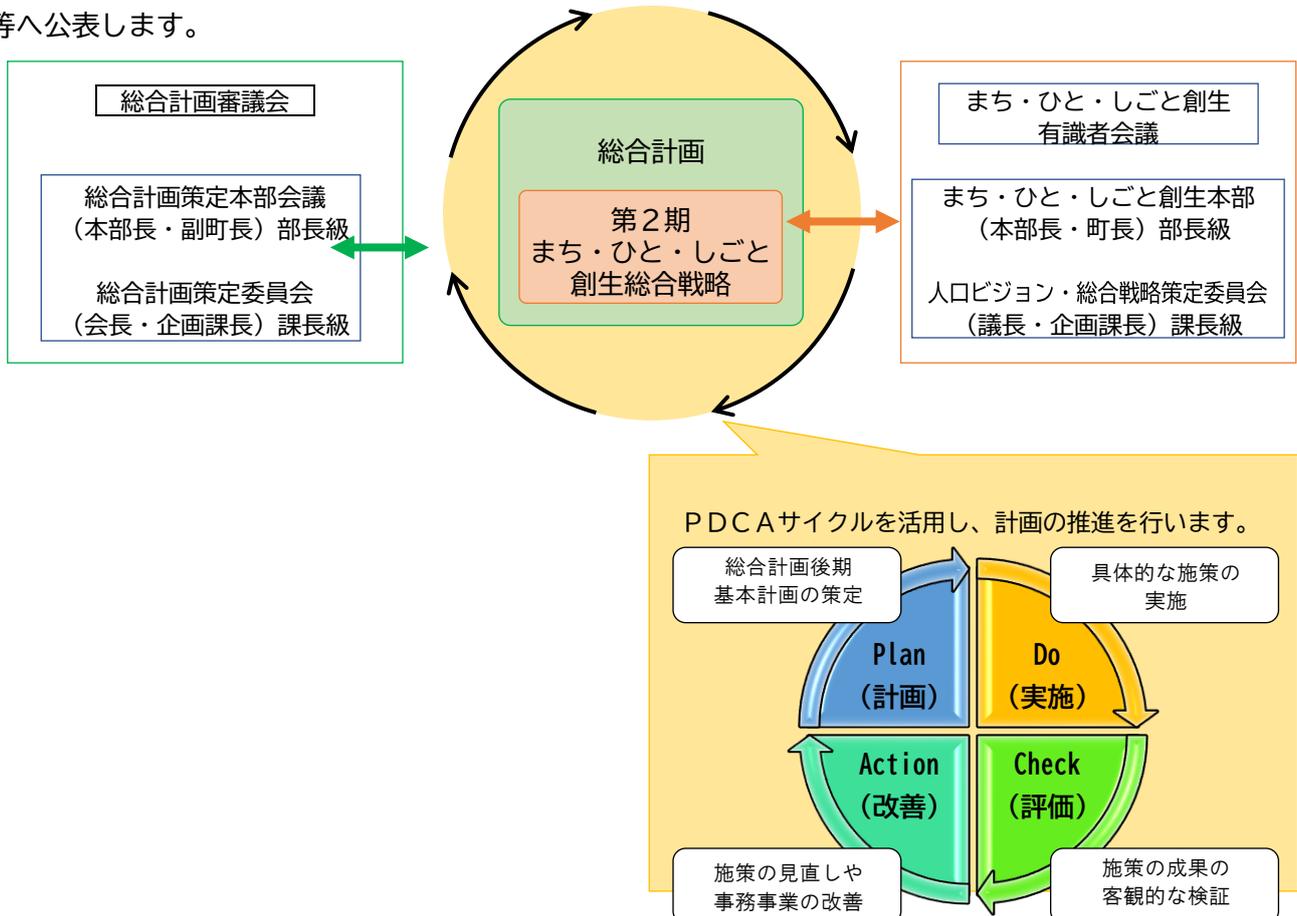
●事務・事業の進捗状況の把握と公表

事務・事業の進捗状況を把握するとともに、その状況をわかりやすく町民等へ公表します。

●進行管理と評価の方法（PDCAサイクル）

施策ごとに設定した目標となる指標の毎年度の達成状況の把握とともに、施策の定性的なデータも含めた総合的な検証を行い、その結果を箱根町総合計画審議会及び箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議に報告し、その意見を聞いて翌年度からの施策の推進に活かします。

また、この総合的な検証結果と審議会及び有識者会議からの意見、町の対応方策等はわかりやすく町民等へ公表します。





やすらぎと
おもてなしの
あふれる町
箱根



箱根町 第6次総合計画 後期基本計画<概要版>

発行：企画観光部 企画課

発行日：令和4年3月

住所：〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

電話：0460-85-7111（代表）

